

パートナーズ 会報誌

vol.

37

2023.8

残暑お見舞い申し上げます

資産税データ情報

土地を売って相続税を
納める人が増加傾向

相続税の課税割合9%台に突入

相続のQ&A

相続税の対象となる
生前贈与と改正

相続情報

墓地や墓石の購入と
相続税対策



税理士法人パートナーズ高知事務所 事務所移転と所長交代のご案内

残暑お見舞い申し上げます

立秋が過ぎ、暦のうえでは秋となりました。依然、暑い日が続く今日この頃、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。今年の夏は特に厚く、中四国地方でも猛暑日を記録する日があり、体温より高い気温も珍しくない気候になっています。残暑とは言え暑い日がまだまだ続きますので水分補給、栄養補給、適度な休息を心掛け元気にお過ごし頂きたいと思っております。

さて、早いもので今年も残すところあと4ヶ月となりました。弊社は毎年9月辺りから年末から年度末までの繁忙期の準備に取り掛かっております。9月と言いましても、まだまだ暑い時期ですが、その頃から真冬の時期の準備をしております。あらためて1年の経過が早いものだと痛感致します。コロナウイルスについての規制、制限もなくなり、だいぶマスクなしでも外出がしやすい社会情勢となりました。ただ、ウイルス自体は消滅しているわけではありませので、引き続き最低限のマナーを守り、残り4ヵ月も元気に過ごし、1年を終えたいものです。年末年始からは確定申告でお世話になりますお客様もいらっしゃるかと思っておりますので、その際は何卒、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様におかれましては、平穏な日々を送られますよう、また、お悩みやご相談に、頼りになるパートナーとなれるよう、日々業務に邁進して参りますので、今後とも何卒、宜しくお願い致します。

税理士法人パートナーズ 社員一同

税理士法人パートナーズ高知事務所 事務所移転と所長交代のご挨拶

はじめまして。令和5年5月より高知事務所の代表社員として所長に就任しました明神美来と申します。どうぞよろしくお願い致します。

私自身、国税の職場に28年余り勤務し、法人税（源泉所得税、法人税内部事務、相談事務、調査）及び酒税（酒類製造業、酒類卸売業、酒類小売業の調査、行政指導）等に従事しておりました。令和元年7月に退職し、同11月に明神美来税理士事務所の開業を経て、この度、税理士法人パートナーズ高知事務所所長に就かせて頂くことになり

ました。

国税の職場にいた際に培ったスキルを活かし、様々な観点から事業主の皆様のご相談にお答えし、お力になれるよう尽力したいと思います。

税理士法人パートナーズ
高知事務所
代表社員 税理士

みょうじん みき

明神 美来



土地を売って相続税を納める人が増加傾向

2020年の相続税支払いのための土地売却件数は全国で39,667件、2年連続の増加でした。三大都市圏では東京圏が最も多く、3年間の推移では、大阪圏は2年連続で増加しています。地方圏は、2019年以外は三大都市圏の件数よりも少なく、納税のための土地売却は地方圏よりも三大都市圏で多いようです。

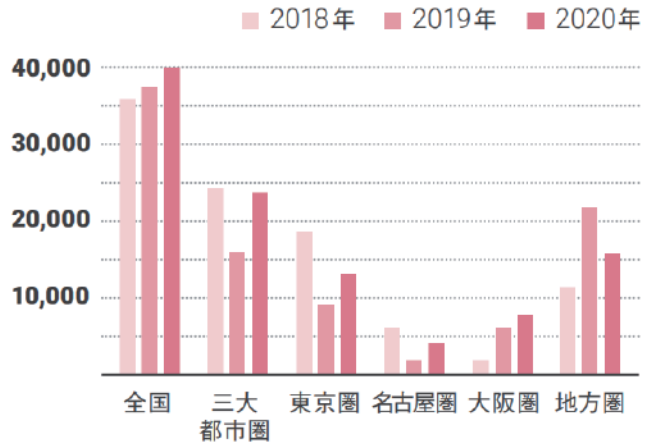
これによる全国の取引金額は、2018年が1兆7,838億円、2019年が6,919億円、2020年が6,206億円と減少しています。売却する土地の立地や広さ、地目などによって金額が異なり、件数とは異なる結果となっています。

参考資料：国土交通省「土地保有・動態調査」

全国の売買による所有権移転登記があった土地の取引当事者である売主・買主のうち、約5万者を対象にした調査です。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000116.html

相続税支払いのための土地売却件数(件)



国土交通省「土地保有・動態調査」より作成

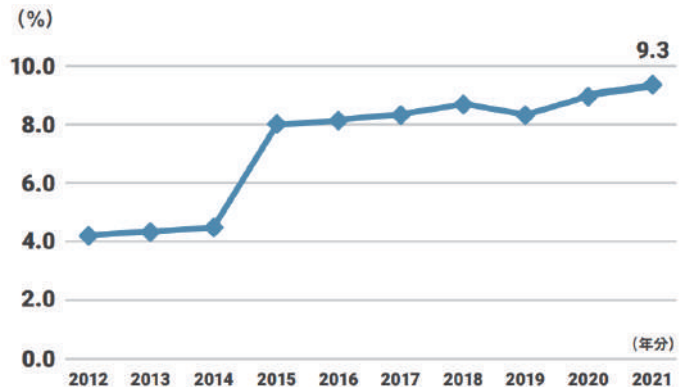
相続税の課税割合9%台に突入

2013年度税制改正により、2015年から相続税の基礎控除額の引き下げなどが行われました。この影響で、それまで4%台で推移していた全国の相続税課税割合は、一気に8%台に上昇しました。2021年分は9%を突破し、直近10年で最高となっています。

相続税の納税者となる相続人の数も増加傾向にあり、2018年には25万人2020年には26万人を超えました。さらに2021年分では29万人を超え、30万人も目前という状況です。

今後も高齢化は進み、相続に関わる人は増えるものと思われます。

相続税の課税割合の推移(%)



国税庁「令和3年分 相続税の申告実績の概要」より作成

参考資料：国税庁「令和3年分 相続税の申告実績の概要」

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/sozoku_shinkoku/index.htm

相続のQ & A

相続税の対象となる生前贈与と改正

2023年度の税制改正によって相続税や贈与税のルールがどのように変わるかについて、いくつかのポイントに分けてQ&A形式で解説していきます。

Q 生前贈与した財産も相続税に影響する？

A 相続税は故人（被相続人）の財産を相続した場合に課税されます。生前贈与のうち、亡くなる直前に贈与した財産は、相続財産の一部となります。これを、「生前贈与加算」といいます。相続財産を減らすために急いで贈与しても、結局は相続税の対象になるということになります。

Q どういう場合に生前贈与加算の対象になる？

A 相続人等（相続や遺贈により財産を取得した人）が、被相続人の死亡前一定期間内に、被相続人から贈与を受けた財産のうち、暦年課税によるものが生前贈与加算の対象となります。この生前贈与加算の対象となる財産の価額を相続財産に加算して、相続税が課税されます。

生前贈与加算の対象となる「一定期間」とは、3年（その相続に係る被相続人の死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）です。贈与税がかかっていたかどうかに関係なく、相続財産に加算されます。ただし、この生前贈与加算は2023年度税制改正により改正されていますので、注意が必要です。

暦年贈与とは

暦年課税とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間にもらった（贈与を受けた）財産の合計額から、基礎控除額（110万円）を差し引いた残額に対して、贈与税を計算する方式です。毎年110万円までは非課税で贈与できることから、相続税対策として広く活用されています。

Q 改正で生前贈与加算はどう変わる？

A 改正は次の2点です。

① 相続財産に加算される贈与の期間を4年間延長

改正前：死亡前3年間



改正後：死亡前7年間

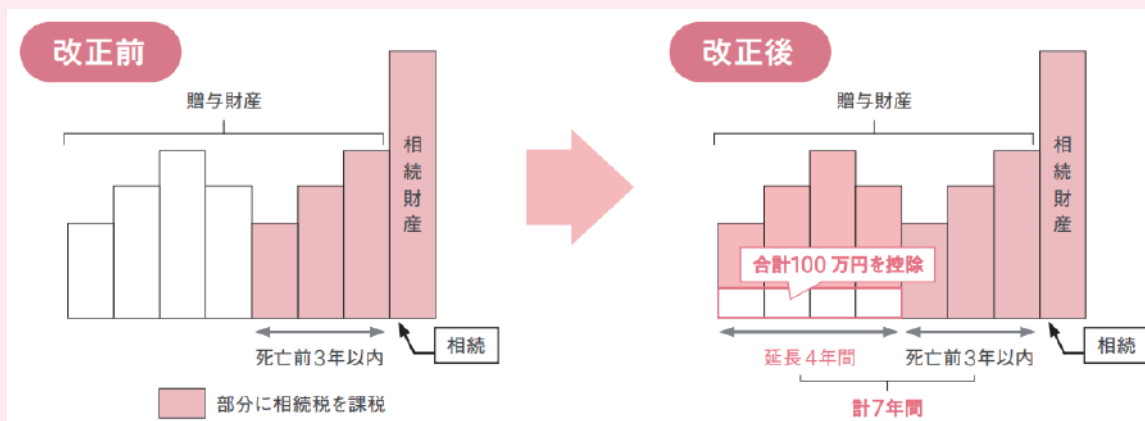
② 加算額の計算方法の変更

改正前：加算額 = 死亡前3年以内の贈与の価額の合計額



改正後：加算額 = 死亡前3年以内の贈与の価額の合計額
+ (延長する4年間の贈与の価額の合計額 - 100万円)

死亡前3年以内の贈与については、これまでと同じ取扱いです。今回の改正は、延長された4年間の贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない、というものになります。



Q 改正はいつから適用される？

A 今回の改正は、2024年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。2023年中に行われた贈与には改正前の制度が適用されますので、死亡前3年以内の贈与のみ、生前贈与加算の対象となります。

<参考>

国税庁「No.4161 贈与財産の加算と税額控除(暦年課税)」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4161.htm>
財務省「令和5年度税制改正の大綱」https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/05taikou_mokuji.htm

相続情報

墓地や墓石の購入と相続税対策

お墓を購入したいが、相続税はかかるのか、どのような時期に購入するのがいいのかなど、心配されている方もいらっしゃると思います。

墓地・墓石は相続税の非課税財産になりますが、生前に購入する場合と、相続後に購入するのでは、相続税額に大きな差が出ます。いずれ購入するものであれば、生前に購入することが相続税の節税対策になります。生前に購入する場合の注意点とお墓以外の非課税となる祭祀財産について正しく理解することで相続税を大きく節税できます。

墓地や墓石は、生前に購入した方が相続税対策になる？

生前（相続開始前）に墓地や墓石を購入した方が相続税対策になります。墓地や墓石の購入で相続税が課税される現預金が減り、相続税が課税されない墓地や墓石が増えるためです。

亡くなった後の購入でも相続税対策になる？

被相続人（亡くなったご本人）が亡くなった時点で所有していた一定の財産には相続税が課税されます。ただし墓地や墓石は、祭祀財産という相続税が課税されない“非課税財産”となり、相続税は課税されません。一方、亡くなった後に購入した墓地や墓石の費用は「葬式費用」にも該当せず、相続税の課税対象となる財産から控除することができません。

葬式費用になるもの(相続財産から控除可)

- ✓ 病院や自宅から葬儀会場までの回送費
- ✓ 通夜、告別式の費用
葬儀社への支払いの他、当日に通常要する飲食代、車代、お布施なども含まれる
- ✓ 火葬料
- ✓ 通夜のふるまい
式場の料理のみならず、近くのスーパーなどで購入した食事・菓子類も含まれる
- ✓ 相続人からの供花

葬式費用にならないもの(相続財産から控除不可)

- ✓ 墓地・墓石の購入費用
- ✓ 位牌
- ✓ 礼服のレンタル料、着付け代
- ✓ 初七日法要費用
ただし、告別式当日に初七日を行う場合は葬式費用となる
- ✓ 相供養（香典返し）
会葬御礼として通夜や告別式当日に参列者全員に配るものは葬式費用となる

借金をしてまでも、墓地や墓石を 購入したほうがいい？

被相続人が所有していた財産から控除できるものとして、先に述べた「葬式費用」のほか「債務」があります。この場合の「債務」とは、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものを指します。ただし、この「債務」に、墓地や墓石の未払代金や借金など、非課税財産に紐づく債務は含まれません。つまり、相続税の計算上、課税される財産から控除できない借金をつくって、課税されない墓地や墓石を購入することは、相続税対策になりませんのでご注意ください。



課税対象にならない財産って他に何があるの？

相続税の課税対象とならない主な財産をご紹介します。

相続税の主な非課税財産

祭祀財産	墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物。 ただし、骨とうの価値があるなど投資の対象となるものや商品として所有しているものは相続税がかかります。
公益事業用の財産	宗教、慈善、学術、その他公益を目的とする事業を行う一定の個人などが相続や遺贈によって取得した財産で、公益を目的とする事業に使われることが確実なもの。
心身障害者共済制度の給付金を受ける権利	地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人またはその人を扶養する人が取得する心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利。
生命保険金等の一部	相続によって取得したとみなされる生命保険金のうち、500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分。
死亡退職金等の一部	相続によって取得したとみなされる退職手当金等のうち、500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分。
個人経営の幼稚園事業等の財産	個人で経営している幼稚園の事業に使われていた財産で一定の要件を満たすもの。 なお、相続人のいずれかが引き続きその幼稚園を経営することが条件となります。
国や地方公共団体等に寄附した財産	相続や遺贈によって取得した財産で、相続税の申告期限までに国または地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附したもの、あるいは、相続や遺贈によって取得した金銭で、相続税の申告期限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの。

< 参考 > 国税庁 HP タックスアンサー

[No.4108 相続税がかからない財産] <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4108.htm>

[No.4129 相続財産から控除できる葬式費用] <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4129.htm>

[No.4126 相続財産から控除できる債務] <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4126.htm>

相続・贈与関連の税務情報をお送りします

パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、資産家向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

資産家向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885
福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目31番8-1 TEL 084-999-0550
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554
高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目6番3号Four*seasons 2A TEL 088-856-7360
沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里3-10-17-2F TEL 090-5084-9122